

副本



平成22年(行ウ)第11号公文書部分公開処分取消等請求事件

原告 宮 部 龍 彦
被告 滋 賀 県

被告第1準備書面

平成22年12月15日

被告訴訟代理人

弁護士	吉	田	和	宏
同	山	本	久	子
同	田	口	勝	之
同	中	原	淳	一

被告指定代理人

滋賀県職員	大	谷	陽	彦
同	寺	倉	浩	一
同	古	川	慎	次
同	西	村		実
同	河	村		努

大津地方裁判所民事部合議B係 御中

第1 請求の原因等に対する認否等

- 1 請求の原因1の事実は認める。
- 2 請求の原因2の事実は、同(5)の「平成20年」の部分を「平成21年」と読み替

えた上で認める（乙2 [滋賀県情報公開審査会答申]）。

3 請求の原因3は否認ないし争う。

この点、同和地区の起源や沿革には諸説があり、また地域によっても異なるため、さまざまに定義されている。

たとえば、昭和37年に国の同和対策審議会が行った同和地区の現況把握のための基礎調査時の同和地区の定義は「当該地方において一般に同和地区であると考えられているもの」というものであった（乙5 [同和対策審議会答申]）。

なお、被告は、「同和対策事業の対象地域を含む被差別部落をいう」との定義を使用している（甲3）。

しかし、定義のいかんによって差別が起こるのではない。いわゆる同和地区と見なされた地区に関し、地区と何らかの関係を持っていることで、同和地区出身者等と認識され、差別されるおそれがあることが問題なのである。

4(1) 請求の原因4の(1)はおおむね認めるが、同和対策地域総合センター要覧が当時各地域で公知の事実であったとの点は否認する。

「同和対策地域総合センター要覧」は、関係職員による同和対策地域総合センター業務の指導や各センターでの日々の活動の参考にする目的に発行・配布したものであり、当時から部外秘として番号管理のうえ配布し、配布先において要覧が不要になった場合は、焼却処分など責任を持って廃棄するよう徹底されていたものである。

(2) 請求の原因4の(2)ないし(7)は、概ね不知ないし否認する。本件情報に含まれる「同和対策地域総合センターの名称および位置」は、同和地区名および所在地等の特定につながる情報である。

5 請求の原因5の事実のうち、同(1)は認め、その余は否認ないし不知、評価について争う。

6 請求の原因6(1)および同(2)の事実は認め、同(3)は否認ないし争う。なお、詳しくは後述するが、公開条例第6条第6号アないしオは、例示例挙であり、限定例挙ではない（乙1 [滋賀県情報公開条例の解釈運用の手引き]）。

7 請求の原因7の事実のうち、被告の説明部分および事件内容については認め、その余は概ね否認ないし争う。同和地区自体の膨張や地区外からの人口の転入によって、混住がみられるようになったにもかかわらず、同和地区名リストが次々と発見され、これらを利用した身元調査等がなされている実態が現在においても存在しており、同和地区と何らかの関係を持っていることで、同和地区出身者等と認識され、忌避されるおそれがある。あるのである。

8 請求の原因8の事実のうち、条例の文言については認め、その余は、概ね否認ないし争う。

9 訴状第3結語は争う。

第2 被告の主張

1 同和問題

(1) そもそも同和問題とは、昭和40年の国連同和対策審議会答申によると「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていない」という、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」とされる問題である（乙5）。

その特徴として「多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることがある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものが多くなってきており、それらの人々もまた

その伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである」とされ、「封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。」とされている（乙5）。

そして、身分制が廃止され、わが国の民主化、近代化が進められた後も、長年、同和地区における差別的な実態は依然として未解決のまま取り残され、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由等の市民的権利、自由が、完全に保障されない状況のままとなっていたのである。

(2) こうした同和問題の早急な解決を図るため、昭和44年の「同和対策事業特別措置法」をはじめ、「地域改善対策特別措置法」（昭和57年施行）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和62年施行）と、三度にわたり特別法が制定され、被差別部落の大部分を同和地区として指定し、生活環境の改善等の物的な基盤整備が行われてきた。

また、教育や産業・職業、社会福祉に関する対策の実施とあわせて、人々の同和地区に対する差別意識の解消を図るため、様々な啓発活動が行われてきた。

(3) 物的な基盤整備は概ね完了したということで、一般対策への移行期間を経て、平成14年3月末日をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は失効し、同和問題に対する特別対策は終了したが、これは同和問題が完全に解決したことと意味するものではない。

差別意識や、教育、就労、産業等の面における格差は、後述のとおり依然として残されており、平成8年の国の地域改善対策協議会意見具申（乙6）でも、「同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消へ向けて進んでいるものの、同和関係者との結婚問題を中心に依然として残っている。」と指摘されているところである。

これらの課題については、根深いものがあり短期間で集中的に解決することは困難とみられることから、今後はある程度の時間をかけて粘り強く問題解消に努めていくべく、一般対策として取り組むこととされたのである。

2 差別事象および意識調査結果等

同和問題に関する差別意識等が根深く残っていることは、以下の差別事象および意識調査結果等から明らかである。

(1) 部落地名総鑑事件等

昭和50年11月、全国の同和地区名および所在地等が記載された「人事極秘・特殊部落地名総鑑」という文書の存在が発覚した。そして、購入者の大半が企業であったことから、就職の際に同和関係者を排除するための身元調査に使われていたことが判明している（乙7 [総理府総務長官談話]、乙8 [労働大臣談話]）。

その後も、次々と同和地区名をリストにしたもののが発覚しており、採用や結婚などの際に、調査会社等に身元調査を依頼する企業や人が後を絶たない状況にある。平成18年には、電子版「地名総鑑」（フロッピーディスク）も発見され、また、インターネット上に「部落地名総鑑」が流出するという事件も起こった（乙9 [同和問題啓発冊子「こころのいづみへ」]、乙10ないし乙12の2 [新聞記事]）。

また、行政書士による戸籍の不正取得・横流し事件や、同和地区差別問い合わせ

わせ事件などが県内でも発生している（乙13の1ないし4 [新聞記事]）。

また、公共の場における差別落書きもしばしば見つかっている（乙9）。

（2）意識調査

上記のような同和地区名のリストの作成や身元調査等がなされる背景には、根深い差別意識があるものといわざるをえない。このことは、以下の近時における被告および近隣府県住民の意識調査の結果からもうかがえる。

ア 滋賀県における県民意識調査結果（平成18年度実施）（乙14 [県民意識調査報告書]）

滋賀県は、平成18年、20歳以上の県民6,000人を無作為に抽出し、人権に関する県民意識調査を行った。

その中で、「問12－オ Dさんは、手頃な家を見つけたので買おうとしたが、その場所が同和地区に隣接していたため、このことを理由にその家を買うことを見合わせました。このようなDさんの態度を、あなたはどう思いますか。」という質問（乙14 [63頁]）をしたところ、「間違っていると思う」が31.7%あったが、他方、「いちがいにはいえない」が46.6%、「当然だと思う」が6.7%あった（乙14 [68頁]）。

イ 奈良県における県民意識調査結果（平成20年度実施）（乙15 [報告書]）

住宅購入時に同和地区かどうかを市町村に問い合わせする友達の態度をどう思うかを問うたところ（問7）、「問題だと思う」が21.0%だったのに対し、「問題があるとは一概にいえない」が48.4%、「同和地区かどうか心配する気持ちはよくわかる」が26.9%あった。

また、子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合どういう態度をとるかを問うたところ（問11）、「親としては反対だが、子どもの意思が堅ければ仕方ない」が44.2%、「考え直すように言う」が17.7%あった。

ウ 兵庫県における県民意識調査結果（平成20年度実施）（乙16 [報告書]）

「あなたの結婚相手が、いわゆる同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうされますか」（問17-2(1)）との問に対し、「理解を得て自分の意思を貫いて結婚する」が29.2%、「自分の意思を貫いて結婚する」が19.0%あったが、他方、「家族や親類の反対があれば結婚しない」が10.3%、「絶対に結婚しない」が5.3%あった。

また、「あなたのお子さんの結婚相手が、いわゆる同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうされますか」（問17-2(2)）との問に対しては、「子どもの意思を尊重する」が44.1%と最も多かったが、他方、「親として反対するが、子どもの意思が強ければしかたない」が21.4%、「絶対に結婚を認めない」が4.1%、「家族や親類の反対があれば、結婚を認めない」が3.1%あった。

エ 岐阜県における県民意識調査結果（平成19年度実施）（乙17 [報告書]）

「あなたのお子さんが（いらっしゃらない場合は、いると仮定してお考えください）、同和地区出身の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか」（問28）との問に対して、「同和地区の人であるかないかは関係なく、祝福する」が21.8%あったのに対し、「自分としてはこだわりがあるが、子どもの意志を尊重して決める」が31.8%、「家族・親戚などの反対があれば認めない」が7.5%、「自分は反対であり、絶対に認めない」が5.7%あった。

3 現在被告が実施している同和対策事業等（乙9〔21頁・同和問題の解決に向けた取り組みのあゆみ〈国の動きと滋賀県の動き〉〕）

- (1) 前記第2の1（同和問題）の(3)で述べたように、同和対策は、時限立法による特別対策から一般対策に移行することとされた。

この点、平成8年の国の地域改善対策協議会意見具申（乙6）の中で、「同

和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していくかなければならない。」と述べられている。

また、世界的に人権尊重の気運が高まる中、平成6年の国連総会は、「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取り組みを開始し、これを受け、わが国は、平成9年、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定した。そして、同国内行動計画において、同和問題は、わが国における人権問題の重要課題のひとつとして位置付けられている（乙18〔「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画〕）。

そして、平成12年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定された。そして、同法第5条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されている。なお、同法第7条に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」においても、「同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ」教育・啓発の取組を「積極的に推進することとする。」とされている。

(2) 以上のような流れの中で、被告は、平成9年に「今後の同和行政に関する基本方針」（乙19）を策定し、真に経過措置が必要な事業を除き、一般対策によって、同和問題の早期解決に取り組むこととし、「同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発事業については、より効果的に展開するため、国の方向性も踏まえ、『人権教育のための国連10年』との関連に留意しつつ、人権教育・人権啓発の事業に再構築し、その上で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、積極的に推進するものとする。」とした。

そして、平成10年7月に「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」（乙20）を策定し、これに基づき人権教育を積極的に推進してきた。

また、平成13年には、被告が県民とともに人権が尊重される社会づくりを推進するための基本となる「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」（乙24[人権問題啓発冊子「こころやわらかく」95頁]）を制定し、平成15年には、同条例に基づき、「滋賀県人権施策基本方針」を定めた（乙21[滋賀県人権施策基本方針]）。

そして、同方針において、被告が、①差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえて、人権教育、人権啓発の事業に再構築し、その中で同和問題を重要な柱として推進すること、②教育、就労などの分野における残された課題解決については、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、必要な一般施策によりその解決を図っていくこと、③地域総合センターにおいて、その利用対象地域の実情に応じた福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして、総合的な活動が行えるよう適切な助言に努めることとしている。

また、被告は、平成16年、「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」を定め、これらの中で、同和問題に関する施策等についても定めている（乙22[人権意識高揚のための教育・啓発基本計画]）。

そして、被告は、現在も、同和問題その他人権に関する施策として、各種メディアを活用した人権啓発事業、広報誌の配布、啓発イベントの実施、研修会の実施、リーフレットの発行等各種施策を実施している（乙23[人権啓発事業等の概要について]、乙24[人権問題啓発冊子「こころやわらかく」]）。

4 本件対象公文書および非公開部分について

(1) 原告が本件請求により公開を求めた公文書（以下、「本件対象公文書」という。）は、

① 同和対策事業に関する地図のうち一部の地域の事業に関するもの（以下、「本件公文書1」という。）

② 滋賀県同和対策新総合推進計画（地区別事業計画）＜改訂計画＞（以下、「本件公文書2」という。なお、本件処分〔甲2〕において「新推進計画」と誤記したものであり、「新総合推進計画」が正しい表記である。）（乙3）

③ 同和対策地域総合センター要覧（以下、「本件公文書3」という。）（乙4）

である。

(2) 本件公文書1について

同和対策事業に関する地図は、「道路整備や下水排水路、宅地造成など、同和地区の環境改善のために特別対策として実施した事業箇所を都市計画地図に落とし込んだもの」（乙2〔答申第5の1の(2)の①において、滋賀県情報公開審査会が見分により確認している〕）であり、「地区名」が明記され、事業箇所が集中している同地区が「同和地区」であることを特定させるものである。

被告は、滋賀県情報公開条例（以下、「公開条例」という。）第6条第1号および第6号に該当する非公開情報とし、本件公文書1全部を非公開とした。

(3) 本件公文書2について（乙3）

また、本件公文書2は、昭和46年以来、数次にわたり策定されてきた同和対策計画が、どの程度進捗しているか、進行管理のために地区別に事業実績額を年度を追ってまとめてきたもので、同和対策事業が実施された地区名が一覧できるものである。

被告は、公開条例第6条第1号および第6号に該当する非公開情報とし、本件公文書2のうち地区名欄に記載された「地区名」を非公開とした。

(4) 本件公文書3について（乙4）

本件公文書3は、関係職員による同和対策地域総合センター（以下、「センター」という。）業務の指導や各センターでの日々の活動の参考にすることを目的に、平成8年3月に発行・配布したものであり、発行当時の県内におけるセンターすべての名称、所在地およびその概要が一覧できるものである。

被告は、公開条例第6条第1号および第6号に該当する非公開情報とし、本件公文書3のうち、「地区名」、「施設名・施設所在地・電話番号等の施設に関する情報」および「同和地区名や所在地が分かる地区概要等部分一切（具体的には、施設の利用対象地域名・地区内団体名・全影写真・最寄図等が記載された箇所）」を非公開とした。

5 非公開理由1（公開条例第6条第1号該当性）

本件対象公文書のうち、上記非公開部分（以下、「本件非公開情報」という。）は、公開条例第6条第1号に該当する非公開情報である。

(1) 公開条例第6条第1号は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は、原則として非公開とすることを規定する。

その上で、「ただし、次に掲げる情報を除く」として「ア 法令もしくは条例（以下、「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」については、公開することとしている（甲1）。

(2) 同号の解釈等（乙1）

ア 本号は、「個人に関する情報」について、非公開情報の要件を定めたものである。

イ 「個人に関する情報」とは、個人に関するすべての情報をいう。

同様の規定を有する他府県の情報公開条例に関する裁判例をみると、「個人に関する情報」とは、「個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等、個人に関する情報全般を意味する」（東京高判平17.4.26）としたものや、「個人の人格や私生活に関する情報に限らず、その個人との関連性を有する全ての情報を意味する」（名古屋地判平17.3.28）としたものがあり、その解釈は広範にわたると解されている。

ウ 個人に関する情報のうち、プライバシーに関する情報については、個人の尊厳を確保し基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべきであるが、プライバシーの具体的な内容は必ずしも明確ではないため、「個人に関する情報」のうち「特定の個人を識別することができるもの」については原則非公開とした。その上で、例えば一般に公にされている情報等は非公開情報から除かれるべきものとして限定的に列挙している。

また、記載されている情報からは、他の情報と照合しても直接個人が識別できないものであっても、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものは、やはり原則非公開とするものである。例えば、未公表の著作物等で、公にすれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあるものや、反省文、カルテなどのように個人の思想、信条、心身の状況などに関する情報であって個人の人格や私生活と密接に関連するものをいう。

エ ただし書アについて

「法令等の規定によりまたは慣行として公にされている情報」とは、法令等や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報をいう。

「慣行として」とは、従来からの慣習としておこなわれていることをいう。

「公にされている情報」とは、何人でも知り得る状態におかれている情報をいう。したがって、請求できる者や請求の目的について制限がもうけられている場合にはこれに該当しない。また、過去に公にされたものであっても、時の経過により、公開請求の時点では公にされているとはいえない場合がある。

オ なお、公開条例第3条第1項は、「実施機関は、通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定しており、個人に関する情報については、特に慎重に取り扱うべきものとされている。

(3) 以上をふまえ、以下の類型ごとに公開条例第6条第1号該当性を検討する。

類型ア 同和対象事業が実施された地区名(本件公文書2および本件公文書3)

類型イ 同和対策事業に関する地図(本件公文書1)

類型ウ センターおよび関連施設(以下、「センター等」という。)の施設名・施設所在地・電話番号等のセンター等に関する情報(本件公文書3)

類型エ 同和地区名や所在地が分かる地区概要等部分一切(具体的には、センター等の利用対象地域名・地区内団体名・全影写真・最寄図等が記載された箇所)(本件公文書3)

ア 同和対象事業が実施された地区名(本件公文書2および本件公文書3)につ

いて

(ア) 公開条例第6条第1号本文該当性

a 滋賀県同和対策新総合推進計画（地区別事業計画）＜改訂計画＞（本件公文書2）および同和対策地域総合センター要覧（本件公文書3）に記載された「地区名」は、地域名单体としては、通常、公開条例第6条第1号の「個人に関する情報」には該当しない。

b しかしながら、前記第2の1（同和問題）の(1)で述べたように、同和問題においては、集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

すなわち、「同和地区名」（単に「〇〇」、「〇〇」地区、「〇〇部落」など）は、単なる地域の名称にとどまらず、そこに居住している住民あるいは地区出身者等の関係者に対する差別用語（蔑称）として使用されているのである。

したがって、本件公文書2および本件公文書3において「同和地区名」として特定された「地区名」は、「同和地区」に居住している住民あるいは地区出身者等の関係者の出所・属性等に関する情報であるといえる。

しかも、前記第2の2（差別事象および意識調査結果等）で述べたように、同和問題に関する差別意識等が根深く残っている社会の現状においては、「同和地区名」として特定された「地区名」は、特に人に知られたくない情報として、個人の尊厳を保護し基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべき情報である。

よって、本件公文書2および本件公文書3において「同和地区名」と

して特定された「地区名」は、公開条例第6条第1号の「個人に関する情報」に該当するものである。

c そして、「同和地区名」として特定された「地区名」は、住宅地図や電話帳に掲載されているような個人情報で、かつ、容易に入手可能な情報と照合することにより、「特定の個人が同和地区に居住している」ということや「特定の個人が同和地区の出身者ないし関係者である」ということを確認できる情報である。

したがって、本件公文書2および本件公文書3において「同和地区名」として特定された「地区名」は、公開条例第6条第1号の「特定の個人を識別することができる」個人識別情報に該当するものである。

d また、仮に、かかる情報が個人識別情報とはいえないとしても、「同和地区名」が公のものとなれば、例えば、個人が就職や結婚等をしようとする際等に、その者の履歴書や釣書等に記載された住所が同和地区かどうかを判断することが可能となり、いわれなき差別がひき起こされ、個人の権利利益を侵害する高度の蓋然性が生ずる。そして、前記第2の2（差別事象および意識調査結果等）で述べた意識調査の結果からも明らかなように、差別意識が根深く残り、身元調査が後を絶たず部落地名総鑑事件や戸籍の不正取得・横流し事件が発生している社会の現状においては、かかる蓋然性は、単なる抽象的なものとはいえず、具体的な蓋然性をもったものと言わざるをえない。

特に、本件公文書2および本件公文書3に記載された「地区名」は、単なる個々の「同和地区名」ではなく、県内の「同和地区名」がほぼ網羅されたものであり、滋賀県版部落地名総鑑となるおそれが非常に高い情報であり、個人の権利利益を侵害する程度は極めて重大である。

したがって、本件公文書2および本件公文書3において「同和地区名」として特定された「地区名」は、少なくとも、公開条例第6条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するものである。

e よって、いずれにしても、本件公文書2および本件公文書3において「同和地区名」として特定された「地区名」は公開条例第6条第1号本文に該当する情報であるといえる。

(イ) 公開条例第6条第1号ただし書ア非該当性について

a ところで、原告は、

① 昭和49年に社団法人滋賀県同和事業促進協議会より研究書「滋賀の部落」（以下、「本件研究図書」という。）が出版（平成10年に財団法人滋賀県同和問題研究所から復刻版が発行）されているが、同書は滋賀県内の同和地区一覧といえるものであるから、本件公文書2および本件公文書3において「同和地区名」として特定された「地区名」は、公開条例第6条第1号ただし書アの「慣行により公にされている情報」に該当する。

② 滋賀県内の市町村が制定するセンターに関する公の施設の設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という。）により同和地区名を知ることができることから、本件公文書2および本件公文書3において「同和地区名」として特定された「地区名」は、公開条例第6条第1号ただし書アの「法令もしくは条例の規定により公にされている情報」に該当する。

と主張する。

b しかし、前記①について、原告は、本件異議申立において、本件研究

図書が「国立国会図書館をはじめとする図書館や古書店で容易に入手できる」と主張する（乙2）。

しかし、そもそも、本件研究図書は、著作権者が、同書のまえがきにおいて「部落の歴史を知り、部落の歩んで来た道をふりかえることの、唯一の目的は、部落を解放すること、部落差別を克服することにあるということである。ましてや、部落を知り、部落のことに通じるということで、差別の再生産の過ちを犯すというようなことがあっては、断じて許されることではないということである。」と記しているとおり、歴史的研究と部落問題を一日も早く解決するために刊行されたものであり、かかる出版意図を離れて何人に対しても情報を提供しているものではない。

そして、本件研究図書が図書館の蔵書となっているとしても、調査研究目的等を逸脱し人権侵害につながるような利用は制限されているのが一般である。

実際、本件研究図書は、たとえば滋賀県立図書館では、制限図書とされており、貸出・閲覧・謄写は制限されている（乙25〔制限図書利用要綱〕）。

また、国立国会図書館においても、資料の利用方法（閲覧・複写・図書館間貸出し・レファレンス）（乙26〔国立国会図書館資料規則第2条〕）として、「館長は、人権の侵害等により利用に供することが不適当と認められる資料の利用の制限をすることができる」（乙26〔同規則第8条〕）とされているほか、複写（自写を含む）は調査研究目的等に制限されている（乙26〔同規則第31条〕）。

したがって、本件研究図書が出版・発行され、単に古書店で入手でき

るにすぎない場合はもちろんのこと、国立国会図書館等の図書館に存在するとしても、滋賀県内の同和地区名が、「従来の慣習として」「現に何人でも容易に入手することができる状態におかれている」とは到底言えない。

よって、本件公文書2および本件公文書3において「同和地区名」として特定された「地区名」が、公開条例第6条第1号ただし書アの「慣行により公にされている情報」に該当しないことは明らかである。

c また、前記②について、確かに、設置管理条例は、地方自治法第244条の2第1項に基づき制定され「公にされている」といえる。

しかし、これは、普通地方公共団体が、一般的に、地方自治法第244条の2第1項に基づき「公の施設の設置及びその管理に関する事項」を条例で定めているものにすぎない。

すなわち、設置管理条例は、その施設の名称や位置を定めているが、それにより公にしているのは、単にそれぞれの公の施設が現在、どういう名称でどこに所在しているかという情報にすぎず、その施設のある特定地域が「同和地区」であることを明らかにするものではない。また、センターが同和対策事業として設置されたことを知る者は、行政関係者・研究者などごく一部に限られている。

したがって、センターに関する設置管理条例は、施設のある特定地域が「同和地区」であることを特定する情報とはいえない。

他方、前記(ア)で述べたように、本件公文書2および本件公文書3において「同和地区名」として特定された「地区名」は、個人に関する情報と認められ、しかも、県内の同和地区一覧という別の意味が加味され、滋賀県版部落地名総鑑となるおそれが非常に高い情報である。

とすれば、設置管理条例により公にされている施設の名称や位置は、情報の内容・性質等にかんがみ、本件公文書2および本件公文書3において「同和地区名」として特定された「地区名」とは、決して同一の情報であるとはいえない。

また、設置管理条例のみによって、施設のある特定地域が「同和地区」であることが「公にされている」すなわち「何人でも容易に知り得る状態におかれている」とは到底言えない。

よって、設置管理条例に関しても、本件公文書2および本件公文書3において「同和地区名」として特定された「地区名」が、公開条例第6条第1号ただし書アの「法令もしくは条例の規定により公にされている情報」に該当しないことは明らかである。

(ウ) 以上より、本件公文書2および本件公文書3において「同和地区名」として特定された「地区名」は、公開条例第6条第1号に基づき非公開すべき情報といえる。

イ 同和対策事業に関する地図（本件公文書1）について

(ア) 公開条例第6条第1号本文該当性

a 前記第2の4の(2)で述べたとおり、「同和対策事業に関する地図」は、同和地区の環境改善のために特別対策として実施した事業箇所を都市計画地図に落とし込んだものであり、明記された「地区名」および地図上の事業実施箇所から、地図全体として当該地区が同和地区であることが具体的に認識される情報である。

b とすれば、本件公文書2および本件公文書3において「同和地区名」として特定された「地区名」に準じる情報であるといえ、前記第2の5の(3)のアの(ア)で述べたのと同様に、公開条例第6条第1号の「個人に

関する情報」には該当するものである。

- c そして、「地区名」と同様に、これを住宅地図等と照合することにより、「特定の個人が同和地区に居住している」ということや「特定の個人が同和地区の出身である」ということが確認できるのであり、公開条例第6条第1号の「特定の個人を識別することができる」個人識別情報といえる。
- d また、仮に、個人識別情報とまではいえないとしても、「地区名」と同様、条例第6条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する非公開情報であると認められる。

(イ) 公開条例第6条第1号ただし書ア非該当性について

前記第2の5の(3)のアの(イ)で述べたのと同様に、公開条例第6条第1号ただし書きアに該当する事情は認められない。

(ウ) 以上より、「同和対策事業に関する地図」（本件公文書1）は、公開条例第6条第1号に基づき全部非公開とすべき情報といえる。

ウ 施設名・施設所在地・電話番号等のセンター等に関する情報（本件公文書3）について

(ア) 条例第6条第1号本文該当性について

- a 「同和対策地域総合センター要覧」に記載されているセンター等は、同和問題解決のための各種対策を総合的に推進する地域の拠点としての沿革をもつものであり、「同和対策地域総合センター要覧」は、まさしく、関係職員による同和対策地域総合センター業務の指導や各センターでの日々の活動の参考にすることを目的に発行・配布されたものである。また、現在は、地区住民らの要望により施設名称変更や施設を地区外

へ移転等している例もあるが、「同和対策地域総合センター要覧」作成当時は、センター等を同和地区内に置き、施設名称に同和地区名を冠していることが大半であった。

b とすれば、施設名・施設所在地・電話番号等のセンター等に関する情報(以下「施設名等」という。)により、当該センター等の所在地周辺地区が同和地区であると容易に推定され、「施設名等」は、同和地区を特定する情報といえる。

c しかも、「同和対策地域総合センター要覧」は、また単に個々のセンター等に関する情報というにとどまらず、滋賀県に散在するそれぞれのセンター等に関する情報を集合させたものであり、「施設名等」は、県内の同和地区一覧という別の意味が加味され、滋賀県版部落地名総鑑となるおそれが非常に高い情報である。

このことは、昭和53年5月に発覚した第八の部落地名総鑑「同和地区地名総覧全国版」の序文に「同和対策審議会に於いて調査作成され、各都道府県の同和対策室で極秘扱いされている資料に基づき、（中略）同和地区名を収録しました。」と書かれていることからも明らかである。

それゆえ、「同和対策地域総合センター要覧」は、当時から関係職員に対し部外秘として番号管理のうえ配布し、配布先において要覧が不要になった場合は、焼却処分など責任を持って廃棄するよう徹底されていたのである。

d よって、「施設名等」は、本件公文書2および本件公文書3において「同和地区名」として特定された「地区名」に準じる情報であるといえ、前記第2の5の(3)のアの(ア)で述べたのと同様に、公開条例第6条第1号の「個人に関する情報」に該当するものである。

e そして、「地区名」と同様に、これを住宅地図等と照合することにより、「特定の個人が同和地区に居住している」ということや「特定の個人が同和地区の出身である」ということが確認できるのであり、公開条例第6条第1号の「特定の個人を識別することができる」個人識別情報といえる。

f また、仮に、個人識別情報とまではいえないとしても、「地区名」と同様、条例第6条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する非公開情報であると認められる。

(イ) 公開条例第6条第1号ただし書ア非該当性について

a 原告は、センターの名称と位置は、設置管理条例により公にされていることから、少なくともセンターの名称と位置を公開条例第6条第1号を理由として非公開としたことは違法であると主張する。

b たしかに、設置管理条例により公にされているセンターの名称と位置は、「同和対策地域総合センター要覧」に記載されているセンターの名称と位置と、文字情報としては同一である。

しかし、設置管理条例は、その施設の名称や位置を定めているが、それにより公にしているのは、単にそれぞれの公の施設が現在、どういう名称でどこに所在しているかという情報にすぎず、その施設のある特定地域が「同和地区」であることを明らかにするものではない。

また、センターが同和対策事業として設置されたことを知る者は、行政関係者・研究者などごく一部に限られている。

したがって、設置管理条例により公にされているセンターの名称と位置は、センターのある特定地域が「同和地区」であることを特定す

る情報とはいえない。

他方、前記(ア)で述べたように、「同和対策地域総合センター要覧」に記載されているセンターの名称と位置は、「同和地区」を特定する情報として個人に関する情報と認められ、しかも、県内の同和地区一覧という別の意味が加味され、滋賀県版部落地名総鑑となるおそらくが非常に高い情報である。

とすれば、設置管理条例により公にされているセンターの名称と位置は、情報の内容・性質等にかんがみ、「同和対策地域総合センター要覧」に記載されているセンターの名称と位置と、決して同一の情報であるとはいえない。

また、設置管理条例のみによって、センターのある特定地域が「同和地区」であることが「公にされている」すなわち「何人でも容易に知り得る状態におかれている」とは到底言えない。

c よって、「同和対策地域総合センター要覧」に記載されているセンターの名称と位置が、公開条例第6条第1号ただし書きアの「法令もししくは条例の規定によりまたは慣行として公にされている情報」に該当しないことは明らかである。

d その他、前記第2の5の(3)のアの(イ)で述べたのと同様に、公開条例第6条第1号ただし書きアに該当する事情は認められない。

(ウ) 以上より、「施設名等」(本件公文書3)は、公開条例第6条第1号に基づき非公開とすべき情報といえる。

エ 同和地区名や所在地が分かる地区概要等部分一切(具体的には、センター等の利用対象地域名・地区内団体名・全影写真・最寄図等が記載された箇所)(本件公文書3)について

(ア) 条例第6条第1号本文該当性について

a 「同和対策地域総合センター要覧」に記載されている「同和地区名や所在地が分かる地区概要等部分一切（具体的には、センター等の利用対象地域名・地区内団体名・全影写真・最寄図等が記載された箇所）」（以下、「利用対象地域名等」という。）についても、前記の「同和対策地域総合センター要覧」の発行・配布の目的にかんがみ「同和対策」と明記された要覧に記載されているものであることからすれば、各情報相互間においてないしは他の情報と関連づけたり組み合わせることにより、特定地域が同和地区であると容易に推定され、「利用対象地域名等」も、同和地区を特定する情報といえる。

b この点、前記第2の2（差別事象および意識調査結果等）で述べた意識調査の結果からも明らかなように、差別意識の解消が十分に進んでいない社会の現状において、「利用対象地域名等」が公にされるだけでも、その情報から同和地区が推定・特定され、その地区の住民や出身者が差別を受け、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、「利用対象地域名等」が公にされると、同和地区よりも広い利用対象地域名であっても、それを同和地区名と関連づけられるおそれがあり、ひいては利用対象地域の住民の権利利益を害するおそれがあることも否定できない。

さらに、県内の同和地区一覧という別の意味が加味され、滋賀県版部落地名総鑑となるおそれが大いにある情報であることは、「施設名等」と何ら変わらない。

したがって、「利用対象地域名等」も、「地区名」および「施設名等」と同等の情報として取り扱うべきである。

- c よって、「利用対象地域名等」は、本件公文書2および本件公文書3において「同和地区名」として特定された「地区名」および「施設名等」に準じる情報であるといえ、前記第2の5の(3)のアの(ア)で述べたのと同様に、公開条例第6条第1号の「個人に関する情報」には該当するものである。
- d そして、「地区名」および「施設名等」と同様に、これを住宅地図等と照合することにより、「特定の個人が同和地区に居住している」ということや「特定の個人が同和地区の出身である」ということが確認できるものであり、公開条例第6条第1号の「特定の個人を識別することができる」個人識別情報といえる。
- e また、仮に、個人識別情報とまではいえないとしても、「地区名」および「施設名等」と同様、条例第6条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する非公開情報であると認められる。

(イ) 公開条例第6条第1号ただし書ア非該当性について

前記第2の5の(3)のアの(イ)で述べたのと同様に、公開条例第6条第1号ただし書きアに該当する事情は認められない。

(ウ) 以上より、「利用対象地域名等」（本件公文書3）は、公開条例第6条第1号に基づき非公開とすべき情報といえる。

6 非公開理由2（公開条例第6条第6号該当性）

本件対象公文書のうち、本件非公開情報は、公開条例第6条第6号にも該当するため、この点からも、非公開とするのが相当である。

(1) 公開条例第6条第6号は、「県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であつ

て、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とすることを規定している（甲1）。

(2) 解釈（乙1）

「事務または事業に関する情報」とは、当該事務または事業に直接かかわる情報だけでなく、当該事務または事業の実施に影響を与える関連情報を含む。

また、「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに規定されているものは、典型的な場合を例示的に列挙したものであり、これに限定されるものではなく、「その他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合には非公開とすべきとされている。

(3) 公開条例第6条第6号該当性

ア 前記のとおり、本件非公開情報は、いずれも「同和地区名」そのものないしは「同和地区」を特定する情報である。

イ 前記第2の2（差別事象および意識調査結果等）で述べたとおり、現在も差別意識の解消が十分に進んでおらず、差別事件の発生が後を絶たない社会の現状を踏まえ、被告および他の地方公共団体並びに国（以下、「被告等」という。）は、一般対策として同和問題を含む人権問題解決に向け、人権教育・啓発等の事業を行っている。

ウ このような状況の中で、本件非公開情報を公開すると、滋賀県版部落地名総鑑として使用されるおそれが大いにあり、また、インターネット等が普及している現在においては誤った理解のまま情報が行き交い、人々に誤った情報を流布する事態を招くことが容易に想像されるなど、もって、部落差別が助長され、被告等が人権教育・啓発等の事業において長年にわたって実施してきた部落差別の解消という所期の目的の達成を著しく妨げる蓋然性が認め

られる。

工 現に、原告は、自ら、インターネット上にホームページを作成して、自らの調査に基づき作成したという同和地区名リストを掲載したり、他のホームページに掲載され問題化したことにより法務省によって削除要請を受けたものと思われる「部落地名総鑑」や部落解放同盟員の名簿（甲5）を転載する等し、不特定多数の者が、容易にかかる情報を入手し身元調査等に利用できる状況を作出している（乙27の1ないし28の3〔原告ホームページ〕）。昭和50年に発生した部落地名総鑑事件の際、そういった図書の発行は「差別を助長する悪質な行為である」と当時の総理府総務長官、労働大臣等が談話を発表しているが、原告の行為は、まさに差別を助長する悪質な行為といえ、法務局から原告に対して、削除要請等がなされているが、原告はこれに従おうとはしない。

オ 以上からすれば、本件非公開情報を公開すれば、被告等の実施する人権教育・啓発事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的蓋然性があると認められる。

よって、本件非公開情報は公開条例第6条第6号にも該当し、非公開すべき情報といえる。

第3 結語

- 1 以上のとおり、本件対象公文書のうち、本件非公開情報は、公開条例第6条第1号および同条第6号に該当するため、非公開とすべき情報であり、本件処分は適法である。
- 2 したがって、原告の請求には理由がなく、請求の趣旨第1項の訴えは棄却されるべきである。また、本件処分は取消されるべきものではなく、請求の趣旨第2項の訴えは、行政事件訴訟法37条の3第1項2号の要件を欠くので、不適法とし

て却下されるべきである。

以上